

事業計画

国民健康保険制度は、少子高齢化などの社会構造の変化や財政基盤の脆弱性等のため、運営は厳しい状況にあるが、国民皆保険を支える中核であり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進のため、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

連合会は、こうした状況を踏まえ、30年度からの国保改革が円滑に推進されるよう県及び市町村等と十分に連携し、引き続き業務の効率的な運営に努める。

1 審査支払事業

診療報酬等の審査支払事業について、保険者と連携しつつ、適正かつ効率的な運営に努める。

- (1) 国保・後期高齢者医療審査支払事業
- (2) 介護給付費審査支払事業
- (3) 障害者総合支援審査支払事業
- (4) 特定健診・保健指導費用決済事業

2 保険者支援事業

保険者の負担軽減を目的に、高額医療費や療養費の支給をはじめ医療費通知の作成などの保険者共同事務を効率的に処理する。

また、新年度から実施される風しん対策にかかる請求支払事業を適切に対応するとともに、新たに保険者が実施しているレセプト2次点検業務受託について検討を進める。

3 保健事業

地域住民の健康の保持増進を図るため、保険者や関係機関と連携し、国保データベース（KDB）システムの活用、特定健診・保健指導の実施、健康づくりに関する調査、分析、広報活動など、効果的な保健事業を推進する。

4 情報セキュリティ対策

個人情報の保護の徹底を図るため、システム認証の運用などに安全管理措置を講ずるとともに、第三者審査機関による審査を継続するなど、情報セキュリティ対策に万全を期す。